

横浜市記者発表概要

令和4年12月23日
教育委員会事務局
北部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	教諭（女性・40代）
処 分 日	令和4年12月23日（金）
処 分 内 容	戒告
監 督 者 責 任	前校長・文書訓戒
概 要	当該教諭は、平成27年度から令和2年度までの6年間、担任する学級のテストやプリントといった補助教材等の一部を実施せず、あるいは採点や返却等の処理を行わず保管し続けた。また、児童が取り組んだ作品等の一部についても、未返却の状態で保管し続けていた。

2 北部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、不祥事防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先	
北部学校教育事務所教育総務課	Tel 045-944-5970